

高齢者虐待防止に関する指針

医療法人 健友会

(基本的な考え方)

1. 高齢者虐待は、高齢者がその人らしく、尊厳をもって生きていくことを阻むすべての行為であると考えます。どんな状況にあっても、人が尊厳をもち自分らしく生きていくという基本的な権利は脅かされてはなりません。高齢者虐待防止の取り組みは、民医連における綱領学習・人権学習と併せ、利用者の人権を守るための取り組みです。

利用者の虐待防止に係る責務は、高齢者虐待について禁止を指示するものだけでなく、利用者の虐待の前段階として存在するであろう「不適切ケア」を行わないようにし、また、その不適切ケアを生み出したり、放置しないような環境をつくる必要があります。

利用者の人権を守り、適切なケアが提供できる環境を整えます。

(高齢者虐待の定義と対象)

2. 高齢者虐待の定義

高齢者虐待を『高齢者が他者から不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること』と捉える。

3. 高齢者虐待の種類

① 身体的虐待

高齢者の身体が外傷を生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること

② 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

③ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

④ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

⑤ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

4. 高齢者以外の虐待について

高齢者以外における虐待においても高齢者虐待の定義並びに種類を準用し、且つ、関係法律に則り適切な対応を講じるものとする

(高齢者虐待に対する基本方針)

5. 高齢者虐待防止法を遵守することはもちろん、高齢者の尊厳の保持を遵守する。
6. 高齢者虐待の予防、高齢者虐待につながる不適切ケアの防止と改善

7. 高齢者への虐待行為の早期発見

日々の利用者の変化に気づき、不適切ケアを黙認せず、虐待の兆候を早期に発見するように努めるとともに、状況を分析しながら虐待の有無を検証する。

- (1) 高齢者虐待発見の相談を行った職員が不利益とならないよう、十分に留意する
- (2) 高齢者虐待を行ったと指摘された職員については、弁明の機会を保障する
- (3) 高齢者虐待の防止策、改善策は、高齢者虐待防止委員会で検討する

(介護現場における高齢者虐待対策)

8. 職員による高齢者虐待の防止に向け、次の対策を行い周知する。

- ①職員は日頃より『自分自身に置き換えて、言われて嫌なこと、されて嫌なことは言わない、しない』を原則とし、不適切なケアを発見した場合は速やかに職場長へ報告する。
- ②利用者・家族等がサービス内容に疑問や不満がある場合、又は職員から不適切ケアを提供された場合は、虐待防止委員（担当者）又は苦情相談窓口へ相談していただく
- ③高齢者虐待を受けたと思われる利用者及びその疑いがあるケースの報告を受けた場合は、速やかに保険者（市町村）へ通報を行う

9. 利用者・家族等から、暴力や虐待を疑う行為等の相談を受けた場合及び、利用者・家族になんらかの異変があった場合は、上司に報告・相談を行う。

10. 報告や相談があった事例については、問題点や課題を整理し、介護事業部合同会議（虐待防止委員会）で検討し、必要な対応を行う。

(職員研修)

11. 職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。

また、下記の事項について、入職時及び年1回の研修を行う

- ①高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ②高齢者権利擁護事業・成年後見制度の理解
- ③虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ④早期発見・事後確認と報告の手順
- ⑤発生した場合の改善策

(委員会の設置)

12. 法人内における虐待防止を図るため、介護事業部に高齢者虐待防止委員会を設置する この委員会において高齢者虐待防止及び早期の対応・再発防止策の検討、研修の実施、指針の啓発を行う。

(権利擁護のための成年後見制度)

13. 職員は、高齢者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度を利用者及び家族等に広く啓発するものとする。

(当該指針の閲覧について)

14. 当該指針は全職員が閲覧できるよう職場に配布し、周知徹底を図るとともに研修を行う
15. 当該指針はいつでも閲覧できるように、法人ホームページ上で公表する。